Article 3

Any dispute between the Government and the Organization concerning the interpretation or application of this Agreement or any question affecting the relationship between the Government and the Organization which is not settled by negotiation or other agreed modes of settlement shall be referred to a tribunal of three arbitrators: one to be appointed by the Government, one to be appointed by the Organization and the third, who shall be the chairman of the tribunal, to be appointed by the first two arbitrators. Should the first two arbitrators fail to agree upon the third within six months following their appointment, the third arbitrator shall be appointed by the President of the International Court of Justice at the request of the Government or the Organization. The decisions of the tribunal shall be final and binding upon the Government and the Organization.

Article 4

At the request either of the Government or of the Organization, consultations shall take place with respect to amendment of this Agreement. Any amendment shall be made by agreement between the Government and the Organization.

Article 5

1. This Agreement shall enter into force on the thirtieth day after the date on which the Government and the Organization exchange notes indicating their acceptance of this Agreement.

2. This Agreement may be terminated at any time by either the Government or the Organization upon written notice to the other and shall terminate one year after receipt of such notice.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, duly authorized thereto, have signed this Agreement.

DONE at Geneva, in duplicate, in English language, on this twenty-third day of February, 2010.

For the Government of Japan:　　For the International Organization for Migration:

Shinichi Kitajima　　William Lacy Swing

# 省　令

**○財務省令第四十六号**

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、支出官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月四日

財務大臣　野田　佳彦

支出官事務規程の一部を改正する省令

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

別紙第三号書式中「厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務室」を「厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課」に改める。

**附　則**

1　この省令は、平成二十二年八月五日から施行する。

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

**○厚生労働省令第九十四号**

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月四日

厚生労働大臣　長妻　昭

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の次に次の一条を加える。

（労働条件確保改善対策室及び調査官）

**第三十条の二**　労働条件政策課に、労働条件確保改善対策室及び調査官一人を置く。

2　労働条件確保改善対策室は、労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護が特に必要な業種、業務その他の分野における労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護に関する政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　労働条件確保改善対策室に、室長を置く。

4　調査官は、命を受けて、労働条件政策課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

第三十一条の見出し及び同条第一項中「労働条件確保改善対策室並びに」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「のうち、労働契約その他の労働条件に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる」を「で調査その他の専門的事項に係るものを行う」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「及び労働保険徴収課」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

第三十二条を次のように改める。

（勤労者福祉事業室及び労働金庫業務室）

**第三十二条**　勤労者生活課に、勤労者福祉事業室及び労働金庫業務室を置く。

2　勤労者福祉事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働組合その他労働に関する団体が行う共済事業その他福祉活動に関すること。

二　労働者の福利厚生の増進を図るための活動を行う団体に対する当該活動に関する助言その他の援助措置に関すること。

3　勤労者福祉事業室に、室長を置く。

4　労働金庫業務室は、労働金庫の事業に関する事務をつかさどる。

5　労働金庫業務室に、室長を置く。

第三十七条第二項中「石綿健康被害救済法」を「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（労働保険徴収業務室）

**第三十七条の二**　労働保険徴収課に、労働保険徴収業務室を置く。

2　労働保険徴収業務室は、労働保険料及び石綿健康被害救済法の規定による一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する電子計算組織に関する事務をつかさどる。

3　労働保険徴収業務室に、室長を置く。

第三十九条及び第四十条を次のように改める。

**第三十九条及び第四十条**　削除

第四十二条の見出しを「（地域雇用対策室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室）」に改め、同条第一項中「若年者雇用対策室、就労支援室」を「地域雇用対策室」に改め、「並びに地域企画官一人」を削り、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項から第九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十項を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　地域雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること（職業能力開発局及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。）。